

令和5年第4回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月8日（金曜日）

10時00分開議

11時43分閉会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画振興課長	荒木紀和	農林課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	医療保険課長	谷脇昭仁
健康福祉課長	日浦けさお	建設課長	神岡孝司
会計管理者兼出納室長	片岡博	教育次長	井上健一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也	池川総合支所長兼池川地域課長	大原正人
代表監査委員	吉岡國弘		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第9号の質疑を終結します。

報告第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第10号の質疑を終結します。

認定第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第1号の質疑を終結します。

認定第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第2号の質疑を終結します。

認定第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 自席で失礼します。

直診勘定大崎診療所と森診療所、別々の資料を頂きたいんですが、診察日数、診察件数、繰入金の内訳等、欲しいです。

○議長 谷脇医療保険課長。

○谷脇医療保険課長 質問にお答えします。

藤原大議員の要望に応じて、後ほど資料を提出します。

○議長 ほかにありますか。藤堂賢太郎君。

○2番 介護保険の項目だと思うんですが。違う。直診勘定。ごめん、介護の関係だった。すいません、訂正します。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第3号の質疑を終結します。

認定第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤堂賢太郎君。

○2番 介護の関係で、今年この決算書の中を見ていますと、介護の部分の、ページ数で言うと180ページですけども、基金の積立金というのが当初予算では9万1,000円くらい予算だったんですが、補正予算で何と1,000万円を超える、1,054万6,000円という補正が出ております。去年度の資料を見てみますと、やはり補正は出ていますけども、金額的には600万円不足ということです。そして、内容を見てみますと、支出総額もその金額が要って、繰越しはほとんどなしというふうな感じになっておりますが、今年この資料を見ますと、先ほど言いました補正が1,054万6,000円出ていますが、支出総額は当初予算の9万417円ということで、当初予算はほとんど計上していますが、ほとんどが不用額という形で1,054万6,583円というのが出ていますけど、これはどういう意味なのかご説明願えませんか。ちょっと意味が分かりにくいんですが。

○議長 谷脇医療保険課長。

○谷脇医療保険課長 ご質問にお答えします。

確かに補正予算で増額していました。これは、出納閉鎖までに繰入れしなければならぬところを、すいません、失念してまして、支払うことができていません。これは監査委員からも注意事項として指摘がありましたので、ご報告いたします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第4号の質疑を終結します。

認定第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第5号の質疑を終結します。

認定第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第6号の質疑を終結します。

認定第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第7号の質疑を終結します。

認定第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第8号の質疑を終結します。

議案第36号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 令和5年度の仁淀川町一般会計補正予算(第3号)と、今議会を総括いたしまして、指定管理についてお伺いをいたします。

町民バス、スクールバスの指定管理案件について、私は、昨年12月議会において、審議委員会が全会一致で推薦をし、町長が提案をした議案に賛成をいたしました。議長を除く他の同僚議員6名も賛成をし、7対2で議決したのはご承知のとおりでございます。反対をした2名の議員のうち1名は、「自分が正しい。間違っていたら議員を辞める」とまで言われ、昨日の一般質問では、「準備は整った」と、告訴も辞さないような口ぶりでもございました。他の1名は、担当の総務課長に対し、「その席に座っている資格はない」とまで言われました。反対をしている議員が正しいのであれば、賛成した我々議員をはじめ、審議委員会や町長、全員の責任であります。準備は整っているようでありますから、万一告訴されれば、堂々と受けて立つようお願いをいたします。反対をしている2名の言うことを信じ、誤解をしている町民も大勢いるようでございますので、よろしく願いいたします。

そこで、指定管理料についてお伺いをいたします。提出されてくる議案は、指定管理を委託する業者名だけで、管理料金は提示されておりません。議決をした後で、執行部と業者が話し合い、料金を決定しているからでございます。この指定管理料金については、給料を幾らにしようが、社長に保険をかけようが、交際費に幾らかかろうが、指定管理料金の範囲内であればよろしいはずであります。ましてや、経理も会計士も確認済みとのことであり、事実、議決をしていない議員が、関与していない指定管理料の決済の内訳について指摘をする権限があるのかどうかも大変気にかかるところであります。公金だからといってこの件が許されるのであれば、町が発注する全ての公共事業において人件費を調査し、あの会社は高い、この会社は安過ぎる、こういった問題も出てまいります。プライバシーも何もあったものじゃありません。町長の考えとして、議員にここまでの権限があるとお考えでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

それと、今1点、防災について。鷲ノ巣の地域に地滑りが発生をしております。地下に孔内傾斜計を埋めているそうですが、69mのところ折れているとのことであります。1年間で7mm動いているらしい。大渡ダム管理事務所に大丈夫なのかと聞いてみたが、大丈

夫とは言えないとのことであります。町としても一言言っておくべきではないでしょうか。

それと、今1点、先日、森の町道の管理をしておりますと、有料駐車場の整備が非常にできていない。草もぼうぼう。駐車場について料金を取っている、また取っていないに関わらず、草を引いたり、管理をすべきではないかと思うんですが、これは、仁淀の地域課、支所長、湯の川の下駐車場のことであります。ひとつ管理のほうをよろしくお願ひしたいんですが、以上3点、お伺いをいたします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部、答弁。古味町長、答弁。

○町長 若藤議員のご質問にお答えします。

訴状も届いておりませんので、届いてからにはなりますが、告訴されれば受けて立つしか方法はないかと思ひます。しかし、今回の件につきましては、先ほど若藤議員も言われましたが、税理士や会計士、また税務署などが認めたものを再検査する必要はなく、町としては正しいものだと思ひしております。しかしながら、今後におきましても、町民が納得する事業運営となるよう、連絡を密にし、指導もしていきたいと思ひております。

○議長 神岡建設課長。

○神岡建設課長 若藤議員のご質問にお答えします。

鷲ノ巣の地滑りについては、先日、関係者から電話がありまして、大渡ダムのほうにも確認して、7mm動いているのは間違いはないということで、折れたのも2回目か3回目らしいんですが、今のところ、急に危険な状態にあるというようなことはないという事は聞いておりますが、年に1回報告会もありますので、そのたびに確認していきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 片岡仁淀総合支所長兼仁淀地域課長。

○片岡仁淀総合支所長兼仁淀地域課長 質問にお答えいたします。

森の有料駐車場ですが、現地を適正に管理するようにいたします。よろしくお願ひします。

○議長 若藤敏久君。

○8番 町長、議員としてああいうふうな質問は、議決をしていない案件に対して質問することに対して個人的にどう思うかということを知りたいんですけど、その答弁がないんじやが。ちょっとしつこくてすいませんけど。

○議長 答弁抜かりがあったようです。古味町長。

○町長 議決された案件に対して、それをまた再質問といいますか、質問されることにつ

いては、執行部側としてはもう既に議決されたこととっておりますので、そういった質問をされると非常に困るところはあります。

○議長 ほかに質疑はございませんか。野村安夫君。

○4番 令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）、2点についてお伺いいたします。

1点目は、2款総務費、これは14ページ、財産管理費、16の公有財産購入費981万8,000円、土地家屋購入費、これを具体的に説明してもらいたいと思います。

そして、2つ目は、23ページ、5款農林水産業費、5目の造林費、負担金、補助金及び交付金612万5,000円、高性能林業機械等整備事業費補助金、これについても具体的に説明をよろしく願いいたします。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 まず、14ページの総務費の16節につきましてご説明をさせていただきます。

場所は、大崎郵便局、国道33号を挟みまして斜め前の土地になっております。利用方法といたしましては、宿泊施設を建設できないかと考えておまして、以前より、本庁舎のある大崎近辺に宿泊施設がなく、その必要性は少なからず指摘されているところでございまして、併せて、災害時の仮住まいとしての活用も考慮したものにしたと考えております。

現在、協働の森事業等を通じまして関係ができました企業さんも数社ございますので、その中には、設計、建築から運営まで、全てにわたってノウハウがあり、既に県内幾つかの自治体と組んで事業を展開されている実績ある企業や、トレーラーハウスのレンタル事業を展開されている企業さんもございますので、官民連携が取れないか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 ご質問にお答えします。

23ページの林業費、造林費の高性能林業機械等整備事業費補助金の612万5,000円についてですが、これは、機械名はフェラーバンチャザウルスロボという林業機械になりまして、これ1台で抜刀、切断、掘削、つかみ作業ができる林業機械となっております。

具体的には、建設で使うバックホーと呼ばれる重機のバケットの部分が、つかむ機能と

切断機能がついているというようなものになります。町単だけの補助になりまして、25%の補助となっております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○4番 それはどこで使っておりますかね。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 お答えします。

購入するところは、木こり屋となっております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○6番 私もちよつと総括的なことでお尋ねしたいんですけど、この5年度の一般会計補正予算書を見ますと、能動的な業種、いわゆる仕事についてはほとんどないなと思ってたんですけど、今、総務費の関係で、土地購入を大崎郵便局前に買われたと。これはちよつと能動的なことかなと。しかし、全体的に見たら、ほとんど受動的なもので、それから、実際、ほっておけないところ、例えば土砂崩れやらでやられるとか、それから、既に造っておった道の仕事やとか、そういうのの継続というような内容で、私から言わせたら、ほとんど受動的なもので、新たなことが入ってない。特に何でそんなことを私が申しますかという、仁淀川町の過疎地域持続的発展計画という計画書が、これ、9月に変更されてまた出てきております。もう既に決まっておることで、6月の3か月の間に何もしてないみたいな状況になっております。そんなことでこの仁淀川町をよくするのか。これまでいろいろ一般質問なんかでも出ておりましたが、皆さんの仁淀川町を住んでよかったまことにしたいとか云々やとかというような話が。

ほんで、この中身で感じたのは、この事業を6日の休務の日に全部読ませていただきました。全部読んで、感じた印象を少し申しますと、いわゆるこれを苦勞してつくったはずなんですが、これの実践的なことはこの補正予算の中では出てきておりません。もう既にされておるのかもわかりませんが、5年度の補正予算の中にはまだ出てきてないという状況なのかということなんです。特に、移住者対策で仁淀川町にかなりの移住者がお見えになっております。そして、当然、夫婦で来られたら、子供さんができます。ただ、その中で、1つ最近感じたのは、この33号線が通行止めになれば、保育園の園児を両親にすぐ迎えに来てくださいと。私は正直知らなかったんですけど、そんなことで、子供さんを迎えに行かなければならない。しかし、お父さんがすぐに行けないような仕事をされておるま

す。仁淀川町で生まれ育った方であれば、おじいちゃん、おばあちゃんがおるからすぐ迎えに行けるんでしょう。しかし、移住者の大半が夫婦共に両親はそれぞれ遠い。遠くは、埼玉県や、そういったところですよ。住んでおられて、そしたら、「おじいちゃん、おばあちゃん、子供を迎えに行ってや」と言われても、そんなもんすぐに行けるはずないです。

そして、最近テレビで見ましたら、全国で児童虐待が21万何がしの数字が出ているということを知りました。これは相談件数ですので、虐待があったかどうかというのはまだ詳しく言うておりませんが、21万数件の虐待の相談件数があり、その延長線上で、両親、特にお母さんが子育てで悩み、子供、児童を虐待死させている。そういったのがテレビで1か月に1回ぐらいは出ているような印象があります。結局、あまりにも荒っぽい言い方ですけども、「子供さんを迎えに行け」と言われても、行けない状態やと。シングルマザーなんかで育てよったら、「すぐに子供さん迎えに来てや」と言われても、行けないと思います。そして、この21万数件の虐待の話が出たときに、どこの自治体かは忘れてしまったけども、そういった場合にすぐに子供さんを迎えに行く行政があるというような報道が一緒にありました。非常に素晴らしいことだなというように思いました。

だから、こういう子供のいわゆる少子化対策を進める中でそういった事例があれば、仁淀川町でもすぐに、そういう短時間のことで、それに対応するような行政が、行政といってもどの部署がするかは別として、そういったことがあれば、仁淀川町ではすぐにその子供さんを迎えに行き、見る。たしか保育園のすぐ隣かしらには子育て支援センターというええ立派な名前のついたところもありますし、そこで預かって、夕方4時から5時ぐらいまでの間は行政のほうで見ていくと。何で行政のほうで見ていくかといったら、この持続的発展計画の中では、行政も家族と連携をして積極的にやってくださいという、積極的にやるのが大切ですよというような内容が、この事例とは別ですけど、書かれております。

特に感じるのは、今、この猛暑が続いており、雨が降り、至るところの小さい、いわゆる日常の通行道が草で通れなくなっています。そして、町内の至るところで高齢者が多くなって、亡くなっております。ますます少子化になってきております。道の草を刈る人もおりません。そういった中なんかも、この持続的計画の中では、やはり行政が地域の方と連携をして積極的にやるようにというような計画が書かれております。今準備をされているかもわかりませんが、いわゆる経済的な背景の要らないような内容は、こういう補正予算の中には出てきていないかもわかりませんが、そういうことを敏感に感じて取り

組んでいくのが行政の私は仕事ではないかなというように思っております。やはりいろんな事象に対して、それに敏感に対応したときに、仁淀川町ではこういった33号線の通行止めがあれば、すぐに行政も一緒になってそれに対応し、子供さん、親御さんを見る、いわゆる組織的な対応しておりますよというのは、全国にもしあれば、たしかNHKやったと思うんですけど、放送されていまして。そしたら、仁淀川町というところは子育て世代には非常にいい環境だなというような印象を与えるのではないかなと思います。だから、こういう計画書をせっかくだつったんですから、そういう事象には敏感に反応し、そして取り組めるような行政、それを望みたいなと思って、あえて総括的なことで質問させていただきました。対応できる方がお答えいただけたらありがたいなというように思います。

以上です。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 ご質問にお答えします。

まず、補正予算の件についてですが、これはあくまでも9月補正ですので、主な事業は当初予算書で計上しております。新たな補助がついたとか、新たな事業が発生したとか、そういった場合にこの補正予算で対応しております。

そして、子供の迎え等の件でありますけれど、事前に登録しておく必要がありますけれど、子供の迎えなどはファミリーサポートセンターで対応、実施しております。ご両親が迎えに行けない場合などには対応できる体制を整えております。

以上です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

過疎計画の変更と補正予算の絡みでございますが、先ほど町長申し上げましたとおりになるんですけども、まず、過疎計画につきましては、財源等いろいろ問題ございますので、全ての事業を一気にやるということはなかなか難しくなります。したがって、優先順位をつけて計画的にやる必要がございます。また、過疎計画に載せる目的の1つとしては、過疎債の借入れがございますので、その辺りも含めて、予算と過疎計画のバランスは取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 井上次長。

○井上教育次長 ご質問にお答えいたします。

保育所の関係で、国道が通行止めになりそうな場合、保護者の方にお迎えのご連絡が行くという件ですけれども、すぐにご対応いただける保護者の方につきましてはお迎えに来ていただいて、あと、すぐに来ることができない方につきましては、先ほど町長が申しましたように、ファミリーサポートセンターをご活用いただくというのもありますし、あとは、全ての園児が帰るまでは、お困り保育として、保育所のほうには保育士のほうが滞在するという形になっております。

以上です。

○議長 ほかに。片岡智準君。

○6番 2回目、教えてもらいます。

今のこのサポートセンターの関係は、これは例えば保育所へ来ている親御さんは皆ご存じですかね。ちょっと分からないんですけど。具体的に言うたら、私、当初、迎えに行っ、ずっと見てたんですよ。大変やったんですよ。そんなことがありましたので。

それと、先ほどの中で1つ抜かってたんですけど、仁淀川町再造林率ということでこういうものを頂きました。たしか6月23日の日に頂いたのかなというふうに思うんですけど、これを見たら、間伐じゃなくて全伐をして、そして再造林を進めていくというようなふうなことで載っておりますし、それを100%宣言ということで出されております。こういうことが、こういうのが出て、今回の、先ほど、当初予算に入っているからこれには載せてないということなんですけども、何らかの形のことでもう既にされているんかどうか。これの造林計画を見て、私はケヤキを30本、森林組合を経由して但馬のケヤキを購入してもらい、そして30本ほど植えました。非常にええことやなというように思っておりますので、今後もやっていただきたいなというように思います。

2点目、終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部、答弁。竹本副町長。

○竹本副町長 ただいまの片岡議員の再質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンターにつきましては、ちょっと前になりますけれども、もともと保護者を含む多くの住民の方からの要望書が出まして、本町も事業を開始したという経緯がございます。その後も、広報等で度々いろいろなお知らせはさせていただいているところですが、またなおこれからも一層周知に努めて、保護者の方が分かりやすい、利用しやすいような方法を取っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 質問にお答えします。

再生林につきましては、全伐、間伐とか、そういった事業からすると、非常に収益面で少ないということがあります。そのために再生林に係る基金をつくっております。それを活用して、再生林をする者へ補助をするという形で進めていくようにしております。

○議長 ほかにございませんか。岡田良成君。

小休します。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。岡田良成君。

○1番 ただいま先輩議員からいろんな要望を求められました。私は、今回のバスの件については、これは全部公費なんです。事業者が利益を上げて営業しているものじゃないです。全部公費です。税金です。そういうような意味からしたときに、当然、町民がいわゆるいろんなことを考えている。そうした中で、今も話がありましたけども、この件については指定管理と、こういうことでくくられていますけども、条例の中では、管理代行料、管理業務料ということで、町ができないからこの企業に指定管理しておると。こういうことを考えたときに、今、交際費にしても、なぜ交際費、昨日申し上げました……。

○議長 ちょっとすいません、補正の総括でやりゆうということやね。

○1番 そう。その意味で、なぜ交際費。でも、交際の一部は認められる。それでまた、昨日も申し上げましたけれども、とにかく条例にないものについては、企画と執行部が承諾をして、文書を取り交わして、これは購入してよろしい、あるいはゴルフの会員権、よろしい、駄目、こういう判断をしなきゃならないと。今、これ、1企業であつたら、このバス会社はほかの事業もして利益を生むものでありましたら、当然いろんな問題等があると思います。私はそういうような意味で、これは全く公費でやつとるということを考えたときに、何が正しいか。交際費は要りません。そしてまた、今、助成金の問題においても、平成2年3月に交流、これを先日聞きましたけど、それも承諾を取ってやったかと。やってないです。売却するときも、当然のことながら、売却をしてよろしいか、承諾をして売却されるということは条例に書かれております。今、突然の思いですけど、これは全部公金です。この事業は全部公金でやっています。交際費も要りません。社長の生命保険も、今までのるいろんな話を申し上げてきましたけど、社長の生命保険がなかったらこの事業はできない、そんなばかな話はありません。だから、私は昨年11月から、先ほどの議会

では通過しておると、通っておると、税理士がやっておるということを十分承知です。しかしながら、本市と考えたら、全部税金です。町ができないことを管理代行してもらっています。そういうような意味で、先ほど申し上げましたけど、ゴルフの会員権、除雪機、社長の生命保険、もうちょっと言いますけど、福利厚生費、ずっと年間200万円組まれています。しかし、従業員、元従業員、一円も恩恵を受けておられない。全然忘年会がない、慰安旅行がない、お中元・お歳暮もない。もらっているのは、過去何年間で、Tシャツの2,000円ぐらいのをもらいましたとって本人が言っておる。

○議長 岡田議員、補正予算の質問ですので、今の指定管理の関係は、またそれは違うと思いますので、気をつけて発言してください。

○1番 そういうようなことで、今までもそういう補正も組まれました。お互いに冷静になったら、子供でも分かる内容です。だから、この補正についても十分気をつけられまして、今、町長が言われたけども、今後は、もうちょっと町民の立場、ここをしっかりと踏まえていただいて、町民のための政治。立場を変えて、これは個人でやったらこういう事業はやらないです。だから、もう少し町民の立場を考えていただいて、もう1回見直しをして、後の整理精査で、来年のいわゆる決算書、町民が見て、まず子供も理解ができるというような予算の組み方、補正の在り方、十分気をつけてもらいたい。全部町民の税金です。国税です。考え方が違うと思いますけど、私は、公費ですから、管理監督せないけないというものもあります。指定管理、置き換えたら、さっきも言いましたけど、管理委託料、業務管理を任す、こういうことの内容です。交際費は要らない。そういうような意味で、今後も、あるいは一般の予算、補正に組むときに、十分気をつけられましてやっていただきたいと、町民の立場側から考えてもらいたいということをお願いして、町民の立場になって、今後、今、先ほど申し上げましたけど、町長の考え方をご答弁願いたいと。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 質問にお答えします。お答えになるかどうかは分かりませんが、ただいまのは令和5年度の一般会計の補正予算の質疑であります。その中には、今回、指定管理の補正予算は入っておりませんが、今言われたような趣旨ですので、お答えしたいと思いません。

今後におきましても、町民が納得する事業運営となるように、事業者と連絡を密にして指導もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第36号の質疑を終結します。

議案第37号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第37号の質疑を終結します。

議案第38号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野直孝君。

○5番 議長の許可を頂きましたので、令和5年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算に関連して、総括的に伺いをいたします。

広域での説明がございましたが、みやび苑について、議会で説明がございました。議会のほうでも寝耳に水なんです、広域では進めているようです。このみやび苑が……。

(「もみじ荘じゃろ」の声)

○5番 ありがとうございます。訂正いたしまして、もみじ荘の存続について、広域からご提案がありました。そこで、もみじ荘がなくなるかもしれないということについて議会に説明がございました。ここまですか。これは、町民に周知されてないところで議論が始まっておりまして、我々は大体分かったんですが、このままでは町民が納得しないままにもみじ荘がなくなるのではないかなというように事態に陥りそうです。もみじ荘には現在45名の入居者がおります。そして、職員が約25名ぐらいおるらしいんですが、これがなくなると。あがわ荘へ合併をするというような計画でございます。私にとっても寝耳に水ですし、恐らく町民にとっても知らなかったことだと思います。私は、このことは大変重要なことですので、町民に周知をいたしまして、納得をする結論を出さねばならないんじゃないかと。議会議員として聞いちゃったよといって最後に町民を説得するようでは、議会の価値はない。したがって、今日、今を機会に、町民にも周知して、どうするよということを周知しなければいけないんじゃないか。みやび苑の45名の入居者の問題もでございます。25名の働く場がなくなる。先ほどから移住の話もございましたが、移住の人が10人入っても追いつかんぐらいに仕事場がなくなる。これはやはり町民全員が知っておかなければならないことじゃないでしょうか。すなわち、これの存続について、やはり努力しているところを議会も執行部もある程度というか、本気でやらなければならない。これは財政の問題ですから、当然、国にも訴えなければいけないと思いますが、できるかできんかは別にして、一生懸命やったという跡を残すようにと思いますが、町長のお考えはいかがで

しょうか。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁。古味町長。

○町長 質問にお答えします。

町民に周知する前に議会に報告したものです。議会に報告をしてから、今後、まずは入所者、それと町民に周知をしてまいりたいと考えております。

また、職員が減るのではないかというような質問もありましたが、職員については、人事異動で全員保障されるような状態になります。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 先ほども申しましたが、この働く場がなくなるということについて、あまりご意識がない。職員が人事異動でどこへ行こうが、町民にはあまり関係ないんですね。町民の働く人であれば関係ありますので、それは大切にさせていただかないかんけど、まずもって考えないかんのは、仁淀から働く場がなくなるのをそう簡単に決めていいんですか。もう少し努力する必要があると。先ほども言いましたように、国、県には、こちらに2つホームがあっても別に悪いことじゃないんじゃないかと。過疎を加速するような政策が悪いんであって、こちらのほうへ財源を傾斜配分していただくと。そういうことを努力した上で、それで国からお断りされればしょうがない。しかし、今のままでは、最初に決めてある、何かこちら辺に本質を見失っているんじゃないかというふうな気がするんですね。だから、これを残すように、存続するように、もう少し努力しませんか。そうでなければ我々の立場がない。それだけは言うておきます。

○議長 谷脇医療保険課長。

○谷脇医療保険課長 ご質問にお答えします。

高吾北広域管内の4つの特別養護老人ホームがあります。今、特別養護老人ホームに入っている介護の従事者の方も大変不足しております。採用の募集を行っても採用されない。これは越知、佐川、仁淀川町、どこでも同じなんですけど、介護サービスを行っている事業所、ヘルパーがいない、ケアマネがいないという同じ状況です。この4つの施設の職員の方は、募集しても来られない。それで、各施設も職員の不足で困っています。それで、集約化して、足りない部分を補うために、ほかの3施設に職員を回したいということ、今回、高吾北広域町村事務組合のほうからこのもみじ荘のことについて集約したいという話があったときにそういう説明も受けていますので、報告いたします。

○議長 大野直孝君。

○5番 それで、最初からなんですけど、そこで、足りないのであれば、まず人を就職していただくと。足りないんです。そりゃ、僕は聞いてませんが、足りないんじゃないかと、それは就職先があるということになりませんか。いないということを書いてましたけど。だから、その努力をせないかんじゃないですか。私、ちょっと今聞いただけで、確かに春日荘は余ると。何で入ってないんやろなど。入ってないところを潰したらいいんじゃないですか。我々は、仁淀川町はこちらへ来てもらいたいわけですよ。それから、移住者も、中には都会から来られる方もいますけど、環境のいいこちらの介護現場で働いていただくというような努力を先にしたのか。どのような努力をせないかんのかは、住民とともに、町民とともに考えないけませんけど、このままでは、我々もやったけど駄目だったよと。最初からアイデアも聞かんうちに説得しなければいけなくなるんです。納得してもらわないかんのですよ。そのためにはもう少しアイデアを出さないかんと思いますよ。私より頭いいんですから、よろしくお願ひしたいと。

○議長 執行部。谷脇医療保険課長。

○谷脇医療保険課長 ご質問にお答えします。

4つの老人ホームは、春日荘、五葉荘、仁淀川町にもみじ荘、あがわ荘があります。地域的にも、仁淀川町には2つの特別養護老人ホームがあるということで、高吾北広域町村事務組合のほうでは、各町村に1つずつにしたいという要望があるようです。この特別養護老人ホームの集約化については、高吾北広域町村事務組合のほうで行っている議案でありますので、そこでの議員さんたちにもお任せしておりますので、私の答弁は以上のものではありません。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 先日、広域の事務局長が来て説明されましたが、やはり我々広域の議会で説明したところと大分省略をして、詳しいことを言ってないんで、大野直孝議員もそこら辺を理解できてないところもあるようなんですけど、今、極端なことで言えば、春日荘、五葉荘、もみじ荘、あがわ荘、合わせて400人の定員を集約できるとしましょう。しかし、入っている人間が300名しかいない。各施設にそれぞれ隙間があると。そこを100、100、100にして、もみじ荘をあがわ荘へ合併すれば、我々の町の持ち出し金も大幅に賄える。財政的にも楽になる。だから、集約したらどうですか。もみじ荘には、あがわ荘には、佐川、越知

の出身の入所者もおります。その方なんかには今から説得をして帰っていただくと。こういうふうな説明があったから、我々広域の議員は全会一致でよろしいですよということを申し上げた。そういう説明がここでなかったから、直孝議員のような極端な、仁淀だし、よかったら、佐川の春日荘はどうなってもええというような、そんなそこまで極端な意見は僕は言いませんけど、そういうふうな、何が出てきているんだと思いますので、町長、そこら辺のことをもっと、広域の議会で我々に説明したように、ここで言うてもらえますか。そしたら、もっと納得できるんじゃないかと思いますが。

以上です。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 若藤議員のご質問にお答えします。

広域で運営しておりますので、広域の中で効率のよい方法で運営をしていく必要があるかと思っております。内容を見てみると、かなり空いた施設もあります。今言われたように、その空いたところに、仁淀川町で言うと2つの施設があるんですが、そこへ越知町、佐川町から入所されている方もおりますので、そういった方には越知、佐川の施設に入ってください。そしたら、空きが出る。そうなれば、2つがひっついて何とかやっつけられるというような判断を広域の議会でされたと思っております。

仮に、この2つを1つにしない場合には、かなりの負担金の増を仁淀川町も負担しなければならぬと思っております。また、施設も非常に古いですので、維持管理、それから保守等にかかなりの費用が発生します。そういった意味でも、2つの施設を1つにして合理化を図っていくというようなことで議会のほうで話し合われたという経緯がございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第38号の質疑を終結します。

議案第39号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第39号の質疑を終結します。

議案第40号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第40号の質疑を終結します。

議案第41号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第41号の質疑を終結します。

議案第42号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第42号の質疑を終結します。

議案第43号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 過疎地域持続的発展計画の変更ということですが、この中に、観光又はレクリエーションの事業内容の追加という項目がありまして、事業内容として、観光施設整備事業、事業主体は町ということになってますが、具体的にはどのような施設を考えておるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

これは計画でございますので、ここでは、具体的にといいますか、秋葉の宿であるとかゆの森、宝来荘といったものが該当施設として考えられるわけですが、いずれにしても老朽化をきてきておりますので、そうなりますと修繕が大規模になるということが想定されますので、計画に入れておきたいという趣旨で今回入れさせていただいております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 事業の追加ということで、観光施設を新しく造るのかなというふうに思ったわけですが、既存の施設の改修のためにお金がかかるから過疎債が借りやすいというようなお答えですが、せっかくここで追加するんなら、やっぱり積極的に考えて、仁淀川町の食文化、それから伝統芸能文化を一堂に紹介できるような施設なんかも1つの案ではないかなというふうに私は思うんです。そういう積極的な、外から人を呼んでくる。もちろん既存の施設を改修するのも当然大事やけども、そういうことも頭に置いて、積極的に前向いていくことをぜひ検討してもらいたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の質問にお答えします。

そういった前を向いた集客ができるような、そういった観光施設、またレクリエーション施設を今後も考えていきたいと思っております。

先ほど答弁しました観光施設整備事業というのは、追加というのは、アクティビティー施設の整備事業ということで、その中にもアクティビティー施設整備事業は既に入っておりますので、またこういった事業も今後も追加できるものがあれば追加していきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 24ページの高齢者福祉のところですが、変更前は、受入先としてケアハウス等の整備を必要とされているが、変更後、生活支援体制や居住環境の整備が必要とされているに変更になっていますが、結構路線が方向転換をしていると思うので、もうちょっと詳しい説明を下さい。

○議長 執行部、答弁。日浦健康福祉課長。

○日浦健康福祉課長 ただいまの質問に答えさせていただきます。

以前の計画では、ケアハウスという文言が入っておりました。ケアハウスというのは、軽費老人ホームの一種で、高齢者の住まいと食事や日常生活などの便宜を提供する施設と理解しております。今回、仁淀川町で安心して生活を送れるための住まいと生活支援を考えるためには、ケアハウスという限定した言葉ではなく、見守り体制等の生活支援体制も含めた高齢者施設等が居住環境の整備による取組も検討が必要ではないかということで提案させていただきました。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第43号の質疑を終結します。

同意第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第3号の質疑を終結します。

同意第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第4号の質疑を終結します。

同意第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第5号の質疑を終結します。

同意第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第6号の質疑を終結します。

これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第9号、専決処分の報告について（令和4年度 4災第3号町道イシセト線道路災害復旧工事）におきましては、地方自治法第180条の規定により報告でありますので、報告のみといたします。

報告第10号、専決処分の報告について（令和4年度 道整備推進交付金事業林道大峠北浦線開設工事）におきましても、地方自治法第180条の規定により報告でありますので、報告のみといたします。

認定第1号について討論はありませんか。岡田良成君。

○1番 反対討論をいたします。

私は、この案件については、以前から、この事業については全て公金であるというふうなことを申してきました。その中で、いわゆるゴルフの会員権、あるいは交際費、あるいは社長の生命保険、除雪機というような大まかなことでいろいろ質疑をしてきました。要するに、国民の税金でありますので、そしてまた、指定管理である。その内容については管理代行料ということで支払われています。そして、業務についての一部についても、管理の業務を委託ということでやっております。そういうことを考えたときに、予算の編成を十分考えていただきまして、町民のための事業を遂行してもらいたい。その意味からして、この案件については反対いたします。

○議長 賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 ほかにないということで認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって認定第1号、令和4年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第2号、令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定は原案どおり認定されました。

認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第3号、令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第4号、令和4年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第5号、令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第6号、令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第7号、令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第8号、令和4年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第36号、令和5年度仁淀川町一般会計補正予算(第3号)については原案どおり可決されました。

議案第37号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第37号、令和5年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第38号、令和5年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第39号、令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第40号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第40号、高知県広域食肉センター事務組合の解散については原案どおり可決されました。

議案第41号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第41号、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継については原案どおり可決されました。

議案第42号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第42号、令和5年度 道路メンテナンス事業 町道岩丸線（岩丸橋）橋梁補修工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第43号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第43号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更については原案どおり可決されました。

それでは、同意第3号、教育委員会委員の任命について同意を求めることを議題とします。同意第3号は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第3号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第3号、教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

続きまして、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることを議題とします。同意第4号も人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第4号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

続きまして、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることを議題とします。同じく人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第5号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意する

ことに決定しました。

同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることを議題とします。人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第6号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

大野直孝議員。

○5番 議長の許可を頂きましたので、動議について発言させていただきます。

百条委員会を開催することを求めます。

理由。先日、町長より、町営バス事業について、次はプロポーザルによる業務委託というご発言がございました。業務委託については、動産であるバス事業が本来あるべきでない指定管理で行っていたものを業務委託になるという、もともとの形態に戻るということですが、業者選定ということについては疑義が生じております。これについてご説明申し上げます。先般、5月8日に行われました……。

○議長 今、動議で提案したことだけで、提案理由がありますので、後でやってください。

ただいま大野議員より百条委員会の設置についての動議が提出されました。

暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時31分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大野直孝君、提案理由の説明をお願いします。

○5番 それでは、議長の許可を頂きましたので、提案理由を説明いたします。

先日、町長より、町営バス事業について、次はプロポーザルによる業務委託というご発言がございました。業務委託については、動産であるバス事業が本来あるべきでない指定管理で行っていたものを業務委託になるというもともとの形態に戻るということですが、業者選定ということについては疑義が生じております。これについてご説明申し

上げます。

先般、5月8日に行われました総務厚生常任委員会におきまして、業者選定における公正・公平さについて重大な疑義が生じたと思う合理的な事実が生じております。このことについては、既に佐川支所にも相談はいたしておりますが、詳しい内容については説明する用意はできておりますが、ここでは控えたいと思います。私は、同僚議員も申しましたが、本来、このことは議会執行部で解決すべき問題かもしれないということで、百条委員会を立ち上げるよう要求するものです。議長にはよろしくご審議を始めますよう求めます。

○議長 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時35分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1名以上の賛同者がおられませんので……。

暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時39分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの百条委員会設置についての動議について、賛同者はおりますか。

2人以上ですので、1名以上の賛同者がおられますので、この動議案を議題として、提出者の説明を求めます。

先ほど説明をされましたので、省略して、これから動議案に対する質疑を認めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。以上で動議案に対する質疑を終結します。

それでは、この動議案に対する討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、百条委員会設置の動議案の採決をいたします。この動議案に賛成の方の挙手

を求めます。

賛成少数。したがって、この百条委員会設置の動議案については否決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元の配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和5年第4回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前11時43分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員